主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人竹島栄一の上告趣意第一点は所論 A 名義の被害届に証拠能力のないことを前提として訴訟法違反をいうも、右被害届を証拠とすることにつき被告人側は同意しているのであるから、これに署名又は押印を欠いてもこれを証拠となしうるものと解すべきである。それ故、所論は理由がない。同第二点は単なる訴訟法違反の主張であつて、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二八年一〇月一日

最高裁判所第一小法廷

郎	俊	江	入	裁判長裁判官
毅		野	真	裁判官
輔	悠	藤	斎	裁判官
原	=	枞	岩	裁判官